平成２５年（フ）第６３号
三重県度会郡玉城町妙法寺623番地１　城東団地２棟401号、前住所三重県度会郡玉城町田宮寺227番地３
債務者　東出　直美
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８５５号
埼玉県川口市大字神戸589番地の13、旧住所千葉県旭市中谷里8066番地２
債務者　山口　　甫
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７２号
さいたま市大宮区大成町１丁目512番地コーポ豊205
債務者　西村　絵美
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
山口県山陽小野田市中川３丁目９番43号
債務者　三原　忠一
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２２号
徳島県三好市三野町清水1181番地、旧住所兵庫県姫路市香寺町中仁野275番地１　レオパレスくらのまち201号
債務者　宮内　良生
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１９９号
岩手県八幡平市平舘第９地割64番地11
債務者　伊藤のぶ子
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２２３号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1617番地
債務者　皆塚いずみ（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２４４号
茨城県水戸市河和田２丁目17番地の１　コーキＣ棟205号
債務者　本田　芳秋
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５３号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚743番地の２
債務者　久保田恵志
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６１号
茨城県水戸市文京２丁目３番16号　サジタリウス105号
債務者　矢川　直美
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６９号
茨城県ひたちなか市東大島２丁目11番６号東大島マンションＦ－２
債務者　山内　卓斗
１　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８８７号
埼玉県和光市白子２丁目22番52号　アーバンテラス成増105
債務者　高橋　賢治
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
埼玉県川越市大字上寺山416番地１
債務者　吉野美千代
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４２９号
埼玉県入間市東藤沢７丁目32番８号　小林ハイツ205、前住所埼玉県朝霞市膝折町１丁目２番47号　アップフィールドタウンＢ102
債務者　小野　　香
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７３号
埼玉県熊谷市河原町１丁目68番地　セゾンドローリエ１Ｂ101、旧住所埼玉県熊谷市曙町４丁目５番地　スカイコートあけぼの501
債務者　高橋　善夫
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８１号
埼玉県東松山市松葉町４丁目２番18号　上石ハウス、旧住所埼玉県東松山市松葉町４丁目２番24号　細野ハウス３号棟
債務者　水村　和夫
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０２号
埼玉県熊谷市久下２丁目50番地　メゾンファミール102、旧住所埼玉県熊谷市原島1272番地５　ラビットハウスにじ203号室
債務者　森田　賢一
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部